愛媛県	二、三七二人
高知県	一、五六四人
福岡県	一〇、五四四人
佐賀県	一、六五三人
長崎県	二、九八四人
熊本県	二、九七九人
大分県	二、〇二一人
宮崎県	一、九七三人
鹿児島県	二、九四四人
沖縄県	二、五五〇人

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

警察庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第九十四号

警察庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第九十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百三十八号」を「第百四十一号」に改め、第四十三号を削り、第四十四号を第四十三号とし、第四十五号から第七十一号までを一号ずつ繰り上げ、第七十二号から第七十五号までを削り、第七十六号を第七十一号とし、第七十七号から第八十六号までを五号ずつ繰り上げ、第八十七号を削り、第八十八号を第八十二号とし、第八十九号から第百六号までを六号ずつ繰り上げ、第百七号を削り、第百八号を第百一号とし、第百九号から第百三十八号までを七号ずつ繰り上げ、同条に次の十号を加える。

百三十二　過疎地域等自立活性化推進交付金
百三十三　担い手育成・確保対策推進交付金
百三十四　担い手育成・確保対策整備交付金
百三十五　農山漁村地域整備交付金
百三十六　明日香村事業補助率差額
百三十七　過疎地域事業補助率差額
百三十八　市街地整備総合交付金
百三十九　水の安全・安心基盤整備総合交付金
百四十　活力創出基盤整備総合交付金
百四十一　地域住宅支援総合交付金

附　則

1　この政令は、公布の日から施行する。

2　平成二十一年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる補助金等に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　原口　一博
財務大臣　菅　**直人**
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司
内閣総理大臣　鳩山由紀夫

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年四月一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第九十六号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第三項第三号及び第五項第三号並びに第八十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。